

「金融商品仲介業者に関する規則」の制定について

令和3年2月25日
一般社団法人 日本S T O協会

1. 趣旨

正会員が金融商品仲介業者に委託する電子記録移転権利等に係る業務に関し、当該金融商品仲介業者における業務運営の適正化を図り、投資者保護に資するため、別紙のとおり、「金融商品仲介業者に関する規則」を定める。

2. 骨子

(1) 目的

金融商品仲介業者に遵守させるべき事項等を定め、正会員による指導、監督を通じて当該金融商品仲介業者における適正な業務運営を図り、もって投資者保護に資することを目的とする。(第1条)

(2) 金融商品仲介業者に対する法令等の遵守の徹底

正会員は、金融商品仲介業者に法令等を周知し、その遵守を徹底させるとともに、法令等に違反する行為があった場合には、その是正を求めなければならない。

(第3条)

(3) 金融商品仲介業に係る業務委託契約の締結

正会員は、金融商品仲介業者との業務委託契約において、金融商品仲介業者の法令等の遵守、正会員が行う指導、検査、本協会が行う外務員の処分、本協会からの事情聴取・資料提出その他の必要な事項を定めなければならない。(第4条)

(4) 投資勧誘の基本原則の徹底等

正会員は、金融商品仲介業者において、基本原則（投資者本位の事業活動、適合性の原則、重要な事項の説明及び投資家の自己責任原則の理解）に基づく投資勧誘が行われるよう周知し、徹底させるとともに、金融商品仲介業者が顧客管理記録を活用する等により適切な投資勧誘を行える態勢を整備しなければならない。

(第5条)

(5) 金融商品仲介業者の社内規則の制定及び内部管理の整備等

正会員は、金融商品仲介業者に社内規則の制定、整備及びその遵守を徹底させるとともに、内部管理責任者による管理その他方法により金融商品仲介業者の業務運

営の状況を把握しなければならない。(第6条)

(6) 金融商品仲介業者が行う広告等の表示の審査

正会員は、金融商品仲介業者が行う広告等の表示及び景品類の提供については、法令・本協会規則等に基づき審査しなければならない。(第7条)

(7) 顧客への苦情相談窓口の周知

正会員は、金融商品仲介業者に、苦情の申出及び紛争に対応する当該正会員の担当部署を顧客に対して周知させなければならない。(第8条)

(8) 外務員資格及び外務員登録

① 正会員は、日本証券業協会「外務員等資格試験に関する規則」による一種外務員資格試験の合格者であって、本協会が実施する外務員資格研修を修了した者以外の者が、個人金融商品仲介業者の金融商品仲介行為又は金融商品仲介業者の外務員の職務を行うことのないようしなければならない。(第9条)

② 金融商品仲介業者がその外務員の登録申請等を行う場合には、正会員を通じて外務員登録申請書等を本協会に提出させなければならない。(第10条)

(9) その他

事故報告の規定を設けるほか、その他所要の整備を行う。(第12条等)

3. 施行

この規則は、令和3年3月1日から施行する。

以 上